



令和5年3月15日
中部地方整備局

安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 中野町産業株式会社
業者の住所 : 静岡県浜松市西区伊左地町3007-1
- 指名停止措置期間 : 令和5年3月15日から令和5年3月28日まで(2週間)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
中野町産業(株)は浜松市内のアパート解体工事において、高さ3.5メートルの2階ベランダ上で下請事業者の派遣労働者が作業を行っていたところ、令和3年9月6日、ベランダ端から地上に墜落する死亡事故を発生させたことから、同社及び同社社員が労働安全衛生法違反で公訴を提起され、浜松簡易裁判所からそれぞれ罰金刑を受けた。
- 指名停止措置理由
有資格業者である中野町産業(株)及び同社社員が、死亡故を発生させたことにより労働安全衛生法違反で公訴を提起されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第1第8号(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、2週間とする。

<指名停止措置要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
建設専門官 田川 慎二 電話番号(052)953-8138